

みたねちょう
三種町まちづくり計画
新町建設計画

～豊かな自然と大地の恵み、
心ふれあう協働のまち～

山本郡南部三町合併協議会

平成28年3月変更

令和3年3月変更

三 種 町

新町まちづくり計画目次

第1章	はじめに	
1	計画作成の方針 -----	1
2	合併の必要性 -----	2
3	合併の効果 -----	4
第2章	新町の概況	
1	位置と地勢 -----	6
2	面積 -----	7
3	人口・世帯等 -----	8
4	行政施設 -----	13
第3章	まちづくりの基本方針	
1	まちづくりの視点 -----	14
2	将来像 -----	15
3	基本目標 -----	15
第4章	新町の施策	
1	主要施策 -----	17
2	行財政運営の効率化とまちづくり体制の推進 -----	38
第5章	新町における秋田県事業の推進 -----	40
第6章	公共的施設の適正配置と整備 -----	41
第7章	財政計画	
1	歳入 -----	42
2	歳出 -----	43
3	財政計画 -----	44

第1章 はじめに

近年、少子・高齢化や人口減少、日々進化する情報化社会への対応などに加え、地方分権の推進や行財政改革など市町村が抱える課題は年々多様化・複雑化する傾向にあります。また、住民の生活意識の変化や圏域の拡大など、住民と行政のあり方についても大きな転換期を迎えています。

このような状況のもと、時代の変化に対応した行政サービスを提供していくためには、行財政基盤の安定強化を図り、新たな時代にふさわしい「まちづくり」を進めていく必要があります。合併の効果を最大限に活かしながら、住民と行政との協働（パートナーシップ）を進め、魅力あふれる新町の創造をめざします。

1 計画作成の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、琴丘町・山本町・八竜町の合併後の新しいまちづくりの基本となるものであり、まちづくりの基礎となる指針として、行財政改革の視点に立ち作成したものです。計画の実現により三町の速やかな一体性の確立及び地域の個性を活かした均衡ある発展と住民福祉の向上を図ります。

なお、新町の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新町において作成する総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第5条第1項の規定により、新町建設計画は、

- ① 新町建設の基本方針
- ② 新町建設の根幹となるべき事業
- ③ 公共的施設の統合整備
- ④ 新町の財政計画

を主な内容に、7章構成とします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、合併後から令和7年度までのおおむね20年間とします。

(4) 計画の作成にあたって

計画の作成にあたっては、特に次の点に留意します。

① 新町建設の基本方針

新町建設計画の基本方針を定めるにあたっては、単に三町の総合・発展計画をつなぎ合わせただけのものではなく、将来を展望した長期的視野に立ち、ハード、ソフトの両面にわたる新しいまちづくりのための事業に配慮し、合理的で健全な行財政運営に裏付けされた着実に推進できる計画とします。

② 新町建設の根幹となるべき事業

新町建設の根幹となるべき事業については、三町の総合・発展計画等を考慮し、事業の重要度、効果等を十分に検証したうえで選定します。また、県が主体的にかかわる支援事業については、積極的に県と協議・調整します。

なお、具体的な事業に関しては、新町の全分野における個別事業をすべて掲載するのではなく、新町のまちづくりにおける主要な事業及び特徴的な事業のみを抽出して掲載します。

さらに、将来のあるべき姿を念頭に住民が求める行政サービスのあり方について検討を行い、新町の今後の動向、社会情勢、財政状況、事業の有効性などを考慮し、その整備に努めるものとします。

③ 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民の生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、さらには受益者負担及び財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとします。

④ 新町の財政計画

新町の財政計画については、新町建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望にたち、地方交付税、国・県補助金、合併特例債を含む地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、限られた財源の効率的な運営を図り、新町の財政が健全に保たれるよう作成するものとし、新町誕生後の財政運営の指針となるものとします。

2 合併の必要性

(1) 地方分権への対応

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方公共団体は、対等・協力の新しい関係に立つことになり、各地方公共団体は、自らの判断と責任のもとに地域の実情に沿った行政を実践していくことになりました。国では、地方分権の実現に向けて、歳入・歳出両面にわたって地方への関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡

大するため、地方行財政制度の改革を進めています。これからの市町村は、福祉、環境、教育等の社会情勢の変化を踏まえ、住民に身近な分野で生じる新しい課題などを自己責任、自己決定、自己負担により市町村自ら解決していかなければなりません。このことは、地方分権が進むと地域間競争も激しくなり、行政においても、企画立案能力を充実し、独自の条例を作り、自ら政策立案をしなければならなくなることを意味しています。しかし、現状ではこのような体制整備に向けて、職員を増員するなどの取り組みを単独の市町村で行うことは厳しい状況となっています。このため、住民の期待に応えられるサービス体制を確保するためにも、合併により市町村の規模を拡大し、専門性の高い人材の育成・確保を図ることが急務とされています。

（２）人口減少、少子・高齢化、過疎化への対応

現在、少子・高齢化が進み、社会構造は大きく変化しつつあります。「平成18年には、日本の総人口はピークに達し、その後、長期の人口減少過程に入る」^{※1}との推計もあり、過疎地域の問題としてとらえられてきた人口減少は、全国的な問題になってきています。秋田県でも平成32年には100万人を割ることも予想される^{※2}など、人口減少は依然として歯止めがかかっていません。三町においても昭和60年の国勢調査では2万5千人台だった人口が、平成12年では2万2千人と15年間で3千人も減少しており、さらに平成27年には1万7千人台になると推計されています。^{※3}

また、少子・高齢化がますます顕著になり、秋田県は平成22年に高齢化率が全国トップになり、平成27年には30%を超えると推計されています。三町は昭和60年の国勢調査では高齢化率が14%でしたが、平成12年では27%になっており、平成27年には36%を超えると推計されています。^{※3}

このため若い世代を中心とした定住の促進、高齢者の活発な社会活動の促進、福祉・健康対策など快適にいきいきと暮らせるような質の高い行政サービスが急務となっていますが、サービスの提供には財源と相応の人員が必要になることから、合併により行財政基盤の拡大・強化を進める必要があります。

《 出 典 》

- ※1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成14年1月推計）
- ※2 あきた21総合計画・基本構想「人口・経済の見通し」
- ※3 日本統計協会「市町村の将来人口」（平成14年3月発行）

(3) 日常生活圏域の広域化、空間的距離・時間的距離感覚の変化

「昭和の大合併」から半世紀近く経過した現在、携帯電話やインターネットの普及による情報ネットワークや高速交通体系の発達、特に自家用車の普及により、通勤・通学、買い物、通院等の日常生活圏や商域など経済圏の範囲を飛躍的に広め、現行の市町村の行政区域を越えるものになっています。

これら生活圏域の拡大や住民サービスの多様化に伴った課題に対し、能代山本地域では養護老人ホームや介護保険認定審査業務、ごみ処理等の業務を広域的に行っているなかで、三町でも消防業務及び斎場の運営を共同で行っていますが、より多様化する住民ニーズに弾力的・効率的に対応するため、合併による総合的な行政組織での取り組みが必要となります。

(4) 新しいまちづくり

国、県では、市町村合併を推進するため、様々な特例措置や優遇措置で支援しています。これらの支援策を最大限に活用し、しっかりとした行財政基盤を持つとともに、住民のニーズに沿った新しいまちづくりを進める必要があります。

新町では、行政が一方的に施策を行うのではなく、住民が主体的に考え、納得し、住民と行政がともに検討、実施するなど、対話の中からビジョンを作り上げる必要があります。地域の実情にあった専門的で質が高く、個性ある行政サービスの提供が必要となってきます。

(5) 行政組織と行財政基盤の強化

地方分権時代は、地域間競争が激しい時代であり、地域の特性、特色を活かした独自性のあるまちづくりを展開していく必要があります。このことは、従来のように、国、県が決め、すべての市町村が一律に同じサービスをするのではなく、多様化する住民ニーズなどに対応した質の高い行政サービスを提供するため、自ら企画立案し、独自の条例を作り、政策立案する能力が必要となります。

しかし、これらに対応するためには規模の小さな市町村では限界があるため、「究極の行財政改革」とも言われる市町村合併により市町村の規模を大きくし、かつ効率化を図りながらコストダウンをして、多様で質の高い行政サービスの提供など地域間競争に生き残れる足腰の強い行財政基盤の強化が急務です。

3 合併の効果

(1) 住民の利便性の向上

三町の境界がなくなることにより、これまで隣町にあった公共施設や生涯学習講座及び各種スポーツ教室などを住民として利活用できるようになります。それに伴って

受講者や参加者の増大が予想され、多様なニーズにも応えられるよう質・量の充実を図ることができるなど地域の活性化が期待できます。また、住民票や各種証明書等の発行などの窓口サービスが、三町のどこでも利用可能になります。

(2) 広域的視点に立ったまちづくりと施策の展開

三町で異なっていた道路の整備状況や除雪、最も近いところからの水道施設の拡張などを境界にこだわらず実施できます。また、狭い地域での文化施設、スポーツ施設等の公共施設の重複投資を避け、住民生活に直結した生活基盤の整備などを行うことができ、効率的で効果のある投資・施策ができます。

環境問題や防災対策など広域的な取り組みが必要な課題に対しては、一つの町により、広域的・総合的な視点に立ち有効な施策を展開することができます。

(3) 住民の行政参画システムの確立

市町村合併は、新しいまちづくりのきっかけとなります。経済が高度成長期に入ってから以降、住民生活における公共サービスの提供は、行政主導の形で展開されてきました。これからは、こうした状況を転換し、地域の特性を活かしながらニーズに的確に応える効果の高い施策を住民と行政が共に力を出し合って、協働で進めていく必要があります。

住民が行政と対等の立場に立ち、双方の力を合わせて主体的に自分たちの地域のことを考え、積極的に地域づくりや課題解決に取り組み、行政もそれに対して、できる限りの支援と十分な説明をしていく。このような住民が納得できる形で地域づくりを進めることにより、住民をまちづくりの主役として位置づけ、行政への主体的な参加が可能になり、地域が活性化することになります。

(4) 行財政運営の効率化

市町村合併は、究極の行財政改革とも言われています。これは、首長、議員など特別職の削減、職員の計画的削減及び組織の再編など、単独の町による行財政改革よりも規模の大きい改革になるからです。

合併により、町長等の特別職や各町に置くこととされている委員会や審議会の委員、それにかかわる事務局職員等の総数が減少するほか、総務や企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供部門や事業実施を直接担当する部門等を手厚くするなどの基盤を構築するとともに、職員数についても全体的に少なくすることができます。その結果、事務処理や事業遂行のための経費が削減されるというスケールメリットが働くことになります。

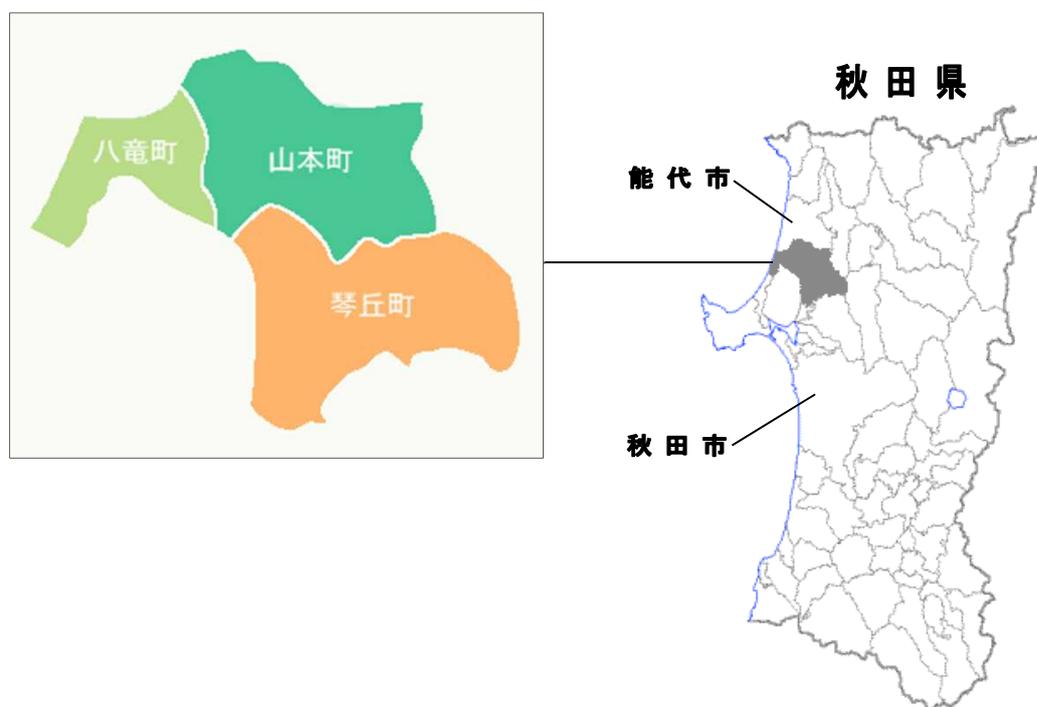
第2章 新町の概況

1 位置と地勢

三町が合併して誕生する新町は、秋田県北西部に位置し、東は二ツ井町・上小阿仁村、南は若美町・大潟村・八郎潟町、五城目町、西は日本海、北は能代市に接しています。

東西が約30km、南北が約20kmで、房住山に源を発する三種川がほぼ中央を流れ、八郎湖へ注いでいます。東部の丘陵地から西部の平坦地までゆるやかに傾斜した地勢となっています。

気候は、四季の移り変わりが明瞭です。対馬暖流の影響により、年間の平均気温は10℃前後と温暖ですが、冬は低温で日本海側特有の北西の強い季節風が吹きます。降雪日数は40～50日で、積雪は平野部で10～50cm、山間部では100cm以上になります。



2 面積

新町の面積は、248.06km²になります。このうち約半分が山林と原野で占められていますが、田畑の農地も約25%と大きな構成比となっており、豊かな自然と農業地域という特徴を持っています。

面積

(単位：km²)

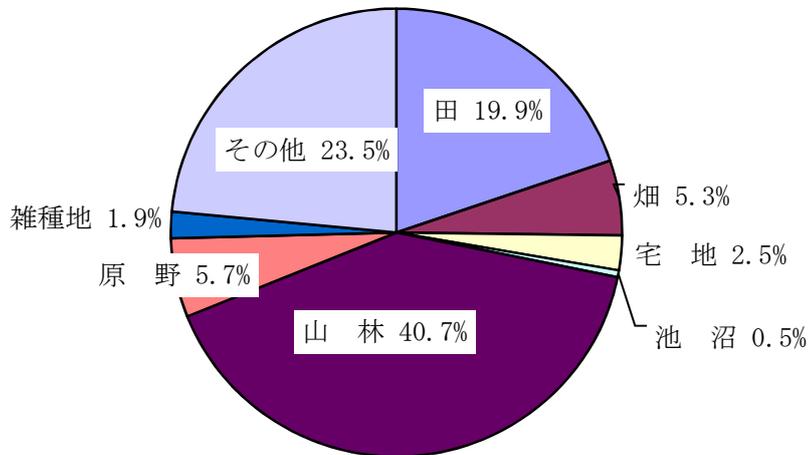
	琴丘町	山本町	八竜町	合計
面積	111.380	98.020	38.660	248.060

地目別面積

	琴丘町	山本町	八竜町	合計
田	14.769	20.201	14.299	49.269
畑	2.309	5.139	5.816	13.264
宅地	1.749	2.381	2.146	6.276
池沼	0.612	0.017	0.629	1.258
山林	67.432	27.296	6.152	100.880
原野	3.349	8.652	2.061	14.062
雑種地	1.108	2.548	1.106	4.762
その他	20.052	31.786	6.451	58.289

(各市町村「固定資産の価格等の概要調書 平成16年1月1日現在」より)

新町の地目別構成比



3 人口・世帯等

(1)人口・世帯数・産業人口

①人口の推移

三町合計の人口は、減少傾向にあります。年齢構成で見ると64歳以下の減少、65歳以上の増加が顕著であり、平成12年には65歳以上が25%以上を占め、少子・高齢化が進んでいます。

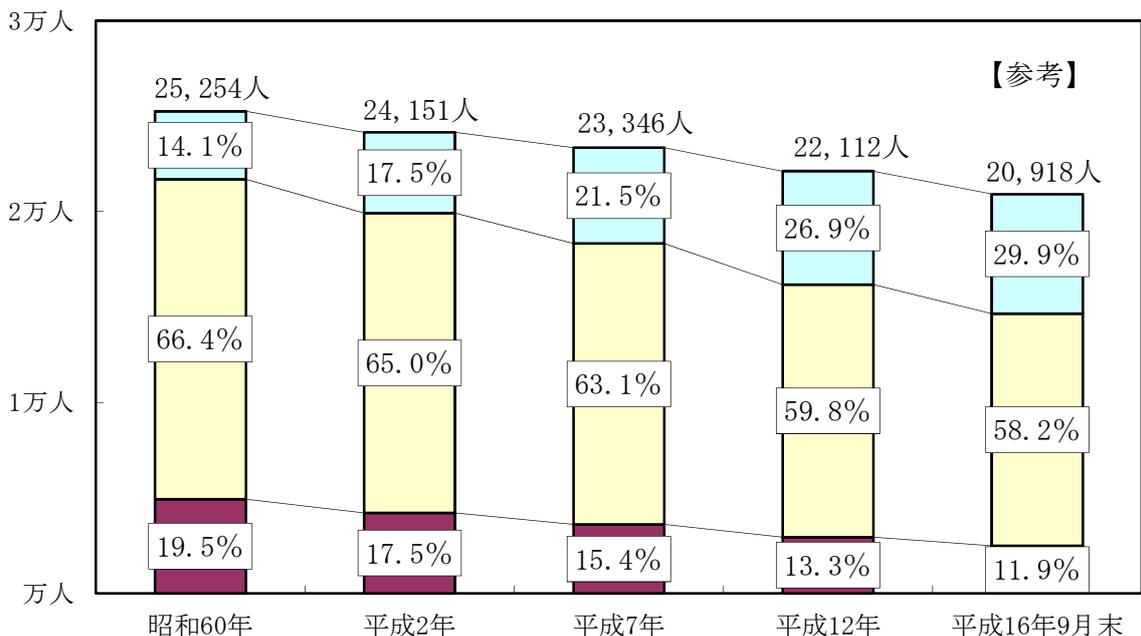
(単位：人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	【参考】 年齢別人口流動調査 平成16年9月末
総人口	25,254	24,151	23,346	22,112	20,918
0～14歳	4,935	4,222	3,602	2,950	2,487
構成比	19.5%	17.5%	15.4%	13.3%	11.9%
15～64歳	16,762	15,691	14,724	13,226	12,171
構成比	66.4%	65.0%	63.1%	59.8%	58.2%
65歳以上	3,557	4,238	5,020	5,936	6,260
構成比	14.1%	17.5%	21.5%	26.9%	29.9%

(国勢調査より)

人口及び年齢別構成比の推移

■0～14歳 □15～64歳 □65歳以上



②将来人口の見通し

総人口は年々減少する見通しです。年齢構成では64歳以下の減少、65歳以上の増加で、平成22年には65歳以上が30%を超える見込みで、さらに高齢化が進みます。

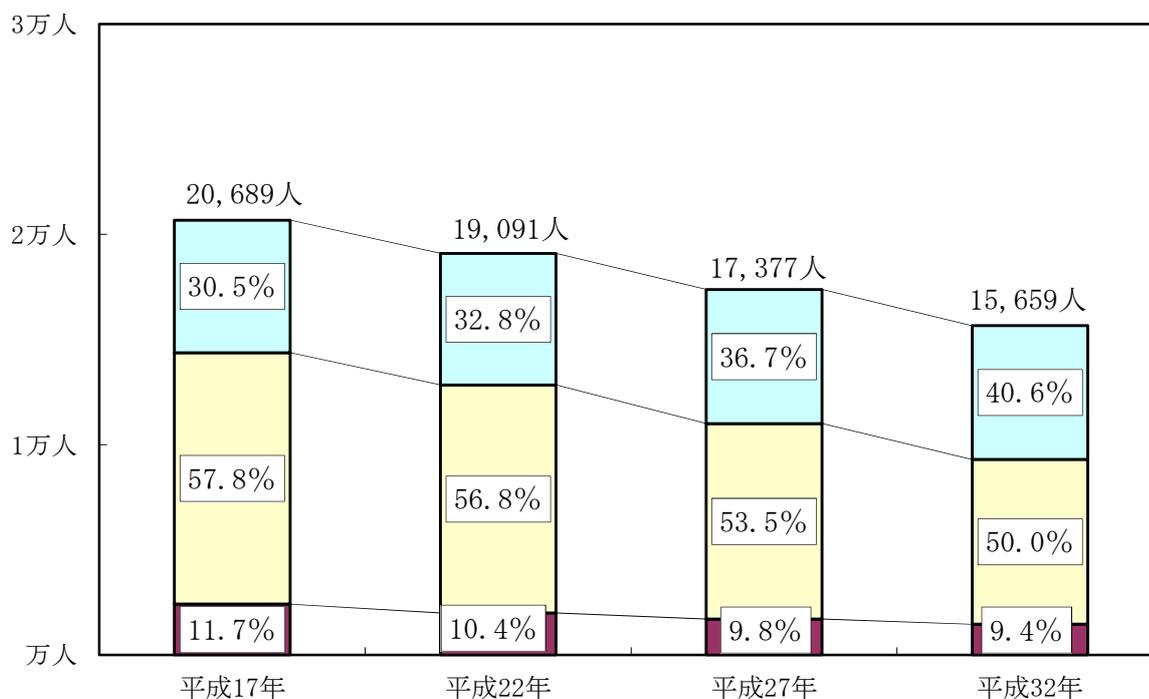
(単位：人)

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口	20,689	19,091	17,377	15,659
0～14歳	2,417	1,992	1,705	1,465
構成比	11.7%	10.4%	9.8%	9.4%
15～64歳	11,965	10,846	9,297	7,833
構成比	57.8%	56.8%	53.5%	50.0%
65歳以上	6,307	6,253	6,375	6,361
構成比	30.5%	32.8%	36.7%	40.6%

(平成14年3月発行：財団法人日本統計協会「市町村の将来人口」より)

将来人口の推移と年齢別構成比

■0～14歳 □15～64歳 ■65歳以上



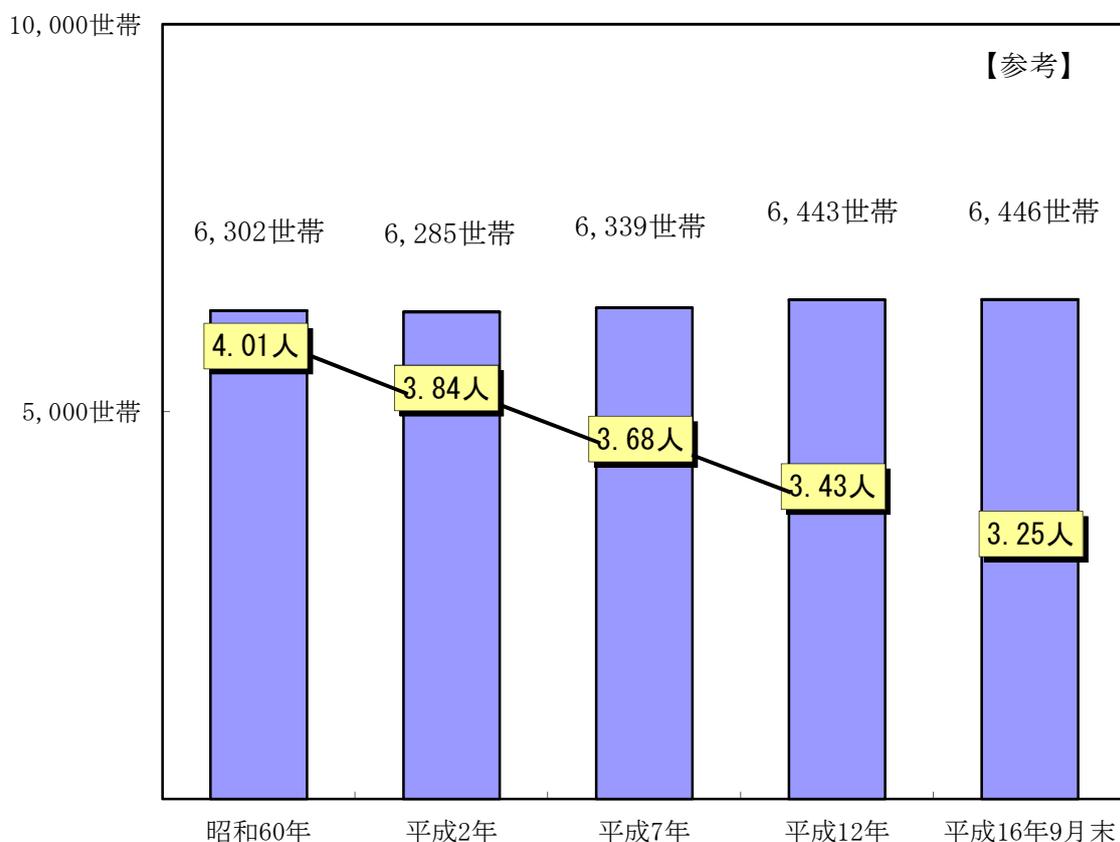
③世帯数の推移

人口の推移とは対照的に、世帯数は増加傾向にあります。1世帯当たりの構成人員の減少が続いており、核家族化が進行している状況です。

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	【参考】 年齢別人口流動調査 平成16年9月末
世帯数	6,302	6,285	6,339	6,443	6,446
1世帯当たりの 構成員数	4.01人	3.84人	3.68人	3.43人	3.25人

(「国勢調査」より算出)

世帯数及び1世帯当たりの構成員数の推移



④産業別人口の推移

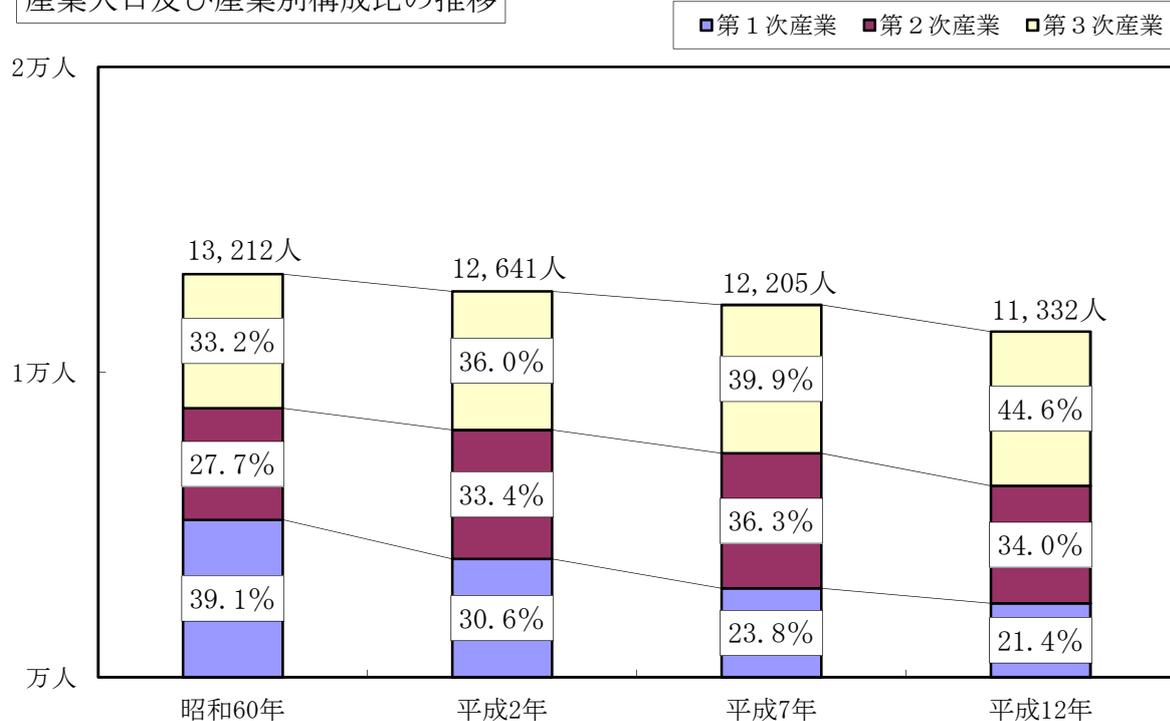
産業人口も人口の減少に合わせて減少しています。産業別で見ますと第1次・第2次産業ともに減少傾向で、第3次産業は増加傾向となっています。この要因として、第1次・第2次産業から第3次産業への就業移動が考えられ、この地域でも産業構造が変化しています。

(単位：人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
合 計	13,212	12,641	12,205	11,332
第1次産業 (農・林・漁業)	5,161	3,872	2,911	2,418
構成比	39.1%	30.6%	23.8%	21.4%
第2次産業 (鉱・建設・製造業)	3,660	4,224	4,430	3,857
構成比	27.7%	33.4%	36.3%	34.0%
第3次産業 (商・サービス業他)	4,391	4,545	4,864	5,057
構成比	33.2%	36.0%	39.9%	44.6%

(国勢調査より)

産業人口及び産業別構成比の推移



(2)人口動態

各年度とも死亡数が出生数を上回っている状況です。また、転出も転入を上回っており、若者の人口流出が主な原因と考えられます。

人口動態の推移

(単位：人)

	自然動態			社会動態			年間増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 11 年度	153	270	△ 117	498	633	△ 135	△ 252
平成 12 年度	141	266	△ 125	494	674	△ 180	△ 305
平成 13 年度	122	294	△ 172	560	648	△ 88	△ 260
平成 14 年度	125	253	△ 128	506	631	△ 125	△ 253
平成 15 年度	100	291	△ 191	434	597	△ 163	△ 354

内 訳

			琴丘町	山本町	八竜町
平成 11 年度	自然 動態	出生	39	64	50
		死亡	100	87	83
		増減	△ 61	△ 23	△ 33
	社会 動態	転入	165	169	164
		転出	171	249	213
		増減	△ 6	△ 80	△ 49
年間増減		△ 67	△ 103	△ 82	
平成 12 年度	自然 動態	出生	33	46	62
		死亡	80	100	86
		増減	△ 47	△ 54	△ 24
	社会 動態	転入	127	177	190
		転出	219	270	185
		増減	△ 92	△ 93	5
年間増減		△ 139	△ 147	△ 19	
平成 13 年度	自然 動態	出生	35	44	43
		死亡	98	108	88
		増減	△ 63	△ 64	△ 45
	社会 動態	転入	188	204	168
		転出	199	230	219
		増減	△ 11	△ 26	△ 51
年間増減		△ 74	△ 90	△ 96	
平成 14 年度	自然 動態	出生	30	43	52
		死亡	74	91	88
		増減	△ 44	△ 48	△ 36
	社会 動態	転入	147	203	156
		転出	189	271	171
		増減	△ 42	△ 68	△ 15
年間増減		△ 86	△ 116	△ 51	
平成 15 年度	自然 動態	出生	29	40	31
		死亡	91	110	90
		増減	△ 62	△ 70	△ 59
	社会 動態	転入	149	134	151
		転出	184	241	172
		増減	△ 35	△ 107	△ 21
年間増減		△ 97	△ 177	△ 80	

(三町「住民基本台帳」より)

4 行政施設

平成16年3月末現在

		合計	琴丘町	山本町	八竜町
庁舎	本所	3	1	1	1
消防 防災	消防署	(1)			(1)
	消防分署(出張所含む)	(1)	(1)		
環境	浄水場	7	3	1	3
	汚水処理場	4	1	1	2
	斎場	(1)			(1)
	一般廃棄物処理施設	(1)			(1)
	一般廃棄物最終処分場	5	1	2	2
保医 健康	保健センター	1		1	
	診療所	2	1	1	
社会 福祉	老人憩いの家	1			1
	養護老人ホーム	(1)		(1)	
	老人ディサービスセンター	2	1	1	
	老人福祉センター	2	1	1	
	公営住宅(戸数)	200	43	43	114
	保育所(園)	4	1	3	
	児童館	17		15	2
学校 教育	小学校	8	3	3	2
	中学校	3	1	1	1
	共同調理場(給食センター)	3	1	1	1
社会 教育	町民会館・公会堂	4		1	3
	公民館	6	1	3	2
	集会・研修・交流施設	148	36	66	46
	資料館	1	1		
スレ クリ ポー エー リ シ ョ ン ・ ン	野球場(面)	4	2	1	1
	体育館・屋内運動場	5 (1)	(1)	2	3
	スキー場	1			1
	プール	1			1
	公園・農村公園等	20	11	3	6

・ () 数字は一部事務組合運営等

(三町及び一部事務組合より)

第3章 まちづくりの基本方針

1 まちづくりの視点

新町を構成する三町は、これまで互いに連携しながらも、地域の特色や資源を活かし、独自のまちづくりを進めてきました。

新町のまちづくりにおいては、共通の認識のもと、地域特性を尊重し、継承しなければなりません。また、子どもたちが誇りを持ち、安心して住めるまちづくりを進めていくとともに、魅力と可能性のあるまちをめざしていく必要があります。

このため、これからのまちづくりにおいてのもっとも基本となる考え方として、次の3つの視点を掲げます。

【3つの視点】

視点1 《自然と共生した活力あるまちづくり》

住民に潤いと安らぎをもたらす自然と共生を図り、地球環境と人にやさしく、住民による活力あるまちをめざします。

視点2 《地域の資源を活かした産業のまちづくり》

新町発展のためには、産業振興が重要となります。地域の特色ある農林水産業を守り育てるとともに、あらゆる産業の活性化を図りながら、住民が夢と誇りをもてるまちをめざします。

視点3 《住民と協働のまちづくり》

新しいまちづくりは、住民と行政の協働で進める必要があります。それぞれが責任と役割を果たし、住民が主役のまちをめざします。

2 将来像

新町が、自然環境や地域の資源を活かし、住民と行政が互いに手を取り合い、地域全体が元気なまちとして発展していくために、3つの視点を踏まえて、次のように将来像を定めます。

【将来像】

『豊かな自然と大地の恵み、
心ふれあう協働のまち』

豊かな自然と大地に恵まれた3つの地域が集い、交流し、新しい文化・産業を創造するとともに、住民と行政の協働で夢と活力あるまちをめざします。

3 基本目標

新町まちづくりの将来像を実現するために、5つの基本目標を掲げ、それぞれの施策の展開を行います。

【5つの基本目標】

1. 環境にやさしく、人と自然が共生するまち

2. すこやかに安心して暮らせるまち

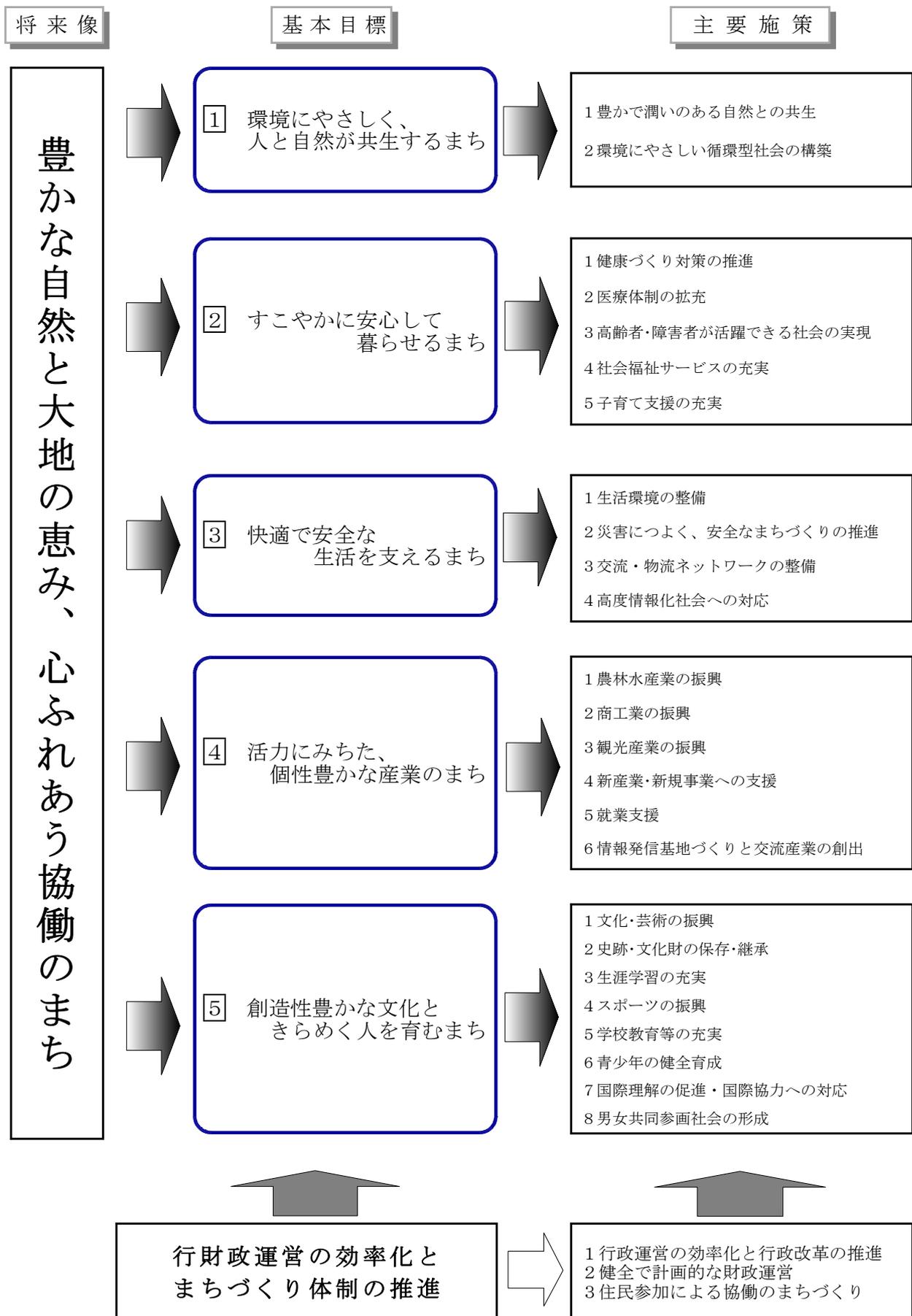
3. 快適で安全な生活を支えるまち

4. 活力にみちた、個性豊かな産業のまち

5. 創造性豊かな文化ときらめく人を育むまち

第4章 新町の施策

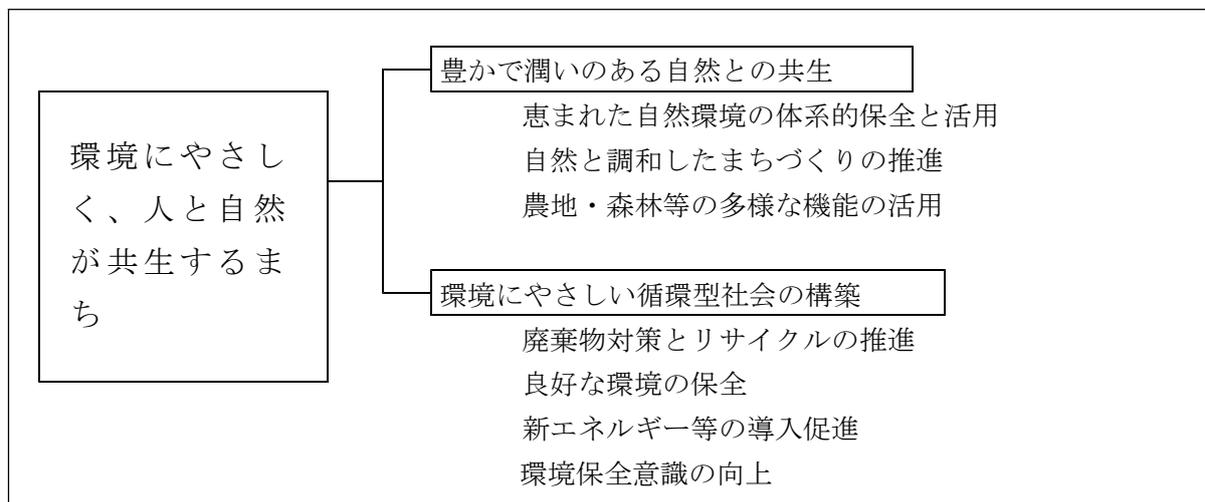
新町の施策体系は次のとおりです。



1 主要施策

新しいまちづくりの将来像を実現するために、5つの基本目標とその主要施策を掲げます。

1 環境にやさしく、人と自然が共生するまち



1. 豊かで潤いのある自然との共生

(1) 恵まれた自然環境の体系的保全と活用

新町は、日本海、八郎湖などの恵まれた自然環境を未来に継承するため、関係機関と連携して一体的な保全活動を推進します。

さらに、近年の人々の自然志向に応えるため、環境学習や自然とのふれあいの場づくりを進めるとともに、エコ・ツーリズム^{*1}、グリーン・ツーリズム^{*2}等の取り組みも推進します。

(2) 自然と調和したまちづくりの推進

日常生活において、住民が自然の安らぎや潤いを実感できるように、海岸や河川などの水辺空間の整備や、公園などのまちなみ空間の整備を推進します。

※ 1 エコ・ツーリズム：自然体系や植物の生態系、または地域独自の文化の観察や体験を目的とした旅行形態。

※ 2 グリーン・ツーリズム：都会にはないゆとりと安らぎを求めて農山村漁村にゆくりと滞在して余暇を過ごそうという旅行形態。ドイツやフランスでは、長期バカンスを農村の農家民宿で過ごすグリーン・ツーリズムが定着しています。

(3) 農地・森林等の多様な機能の活用

先人が守り育ててきた農地や森林は、国土や自然環境の保全、水資源のかん養など、多様な機能を有しているほか、森林は二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止にも、その果たす役割が重要視されています。

緑が持つ多様な機能を発揮するため、農山村環境の保全と遊休農地の活用など長期的視野に立った森林の総合的整備等を進めます。

2. 環境にやさしい循環型社会の構築

(1) 廃棄物対策とリサイクルの推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした持続可能な社会をめざし、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の「3R」と適正処理に関する普及啓発活動や、住民参加型の地域活動を展開するとともに、リサイクル施設の整備や新しい環境関連産業^{*3}の育成を図ります。

(2) 良好な環境の保全

住民の環境保全に関する意識の高揚を図るとともに、環境に配慮した公共事業の推進、大気や水質などへの監視体制の強化を図り、環境保全と公害の未然防止に努めます。

(3) 新エネルギー等の導入促進

地球温暖化などの環境問題が深刻化しており、新町の地域特性を活かした風力、太陽光、バイオマス^{*4}などの新エネルギーの導入や、温室効果ガス^{*5}の排出削減などの取り組みを積極的に推進します。

(4) 環境保全意識の向上

住民、団体、企業、行政が環境保全活動のための連携を図り、住民が率先して環境保全活動を展開する気運を高めます。

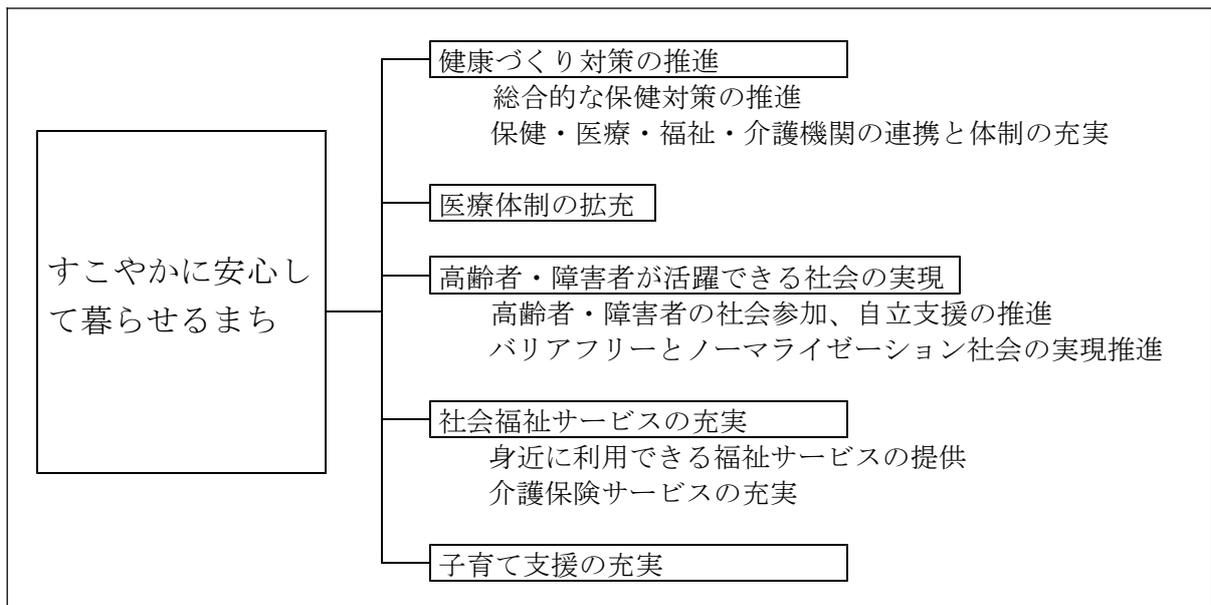
また、環境教育やクリーンアップなどの取り組みを推進するとともに、環境ボランティア活動などへの支援を行います。

- ※ 3 環境関連産業：環境に負担が少ない製品・サービスや、環境保全技術などを提唱するビジネス全般のこと。公害防止、廃棄物処理、リサイクル、再生可能エネルギー利用などにかかわる技術・製品・サービスなど多様な業種を含みます。
- ※ 4 バイオマス：生物(植物、動物、菌類など)がつくりだす有機物をエネルギー資源として利用すること。廃棄物や天然の未利用生物資源を変換・エネルギー化するプロジェクトが進んでおり、廃棄物処理や石油代替エネルギーとして注目されています。(アルコール発酵やメタン発酵による燃料化、ごみや下水汚泥の有機分の利用など)
- ※ 5 温室効果ガス：地球をとりかこみ温室のガラスのような効果をもつガス(二酸化炭素、一酸化二窒素、フロンなど)。

【主要事業の概要】

主要な事業	事業概要
自然環境の保全・活用とボランティア等との連携・支援	ボランティア等による巡視、野生動植物の保護と管理の充実
環境学習事業の推進	自然観察会等の開催
自然に親しむイベントや交流体験等の開催	自然をテーマにしたイベントの開催、森林浴やエコ・ツアー、グリーン・ツーリズムの促進、自然観察指導員の育成
松くい虫対策の強化	保安林等の保護
リサイクル事業の推進	廃棄物抑制の啓蒙活動推進、リサイクルの推進
環境調査の実施と環境保全対策の強化	大気汚染・水質の監視、環境に配慮した公共事業の実施、公害防止対策の推進
新エネルギー導入の促進	風力・太陽光利用の促進、バイオマス等の調査研究の実施、施設整備
環境保全活動の推進	環境保全の啓発活動推進、クリーンアップの実施、環境ボランティアの育成

2 すこやかに安心して暮らせるまち



1. 健康づくり対策の推進

(1) 総合的な保健対策の推進

住民が健康でいきいきと暮らせる健康長寿社会の実現をめざして、食事や運動、休養、喫煙・飲酒対策など生活習慣病の一次予防を中心とした健康づくり対策を推進するほか、感染症対策や歯科保健対策、そして自殺予防対策を含む心の健康づくりなどの取り組みも強化していきます。

また、個人の力とあわせて家庭、学校、職場、地域等が連携・協力して、住民一人ひとりの健康づくりを支援する環境を整備します。

(2) 保健・医療・福祉・介護機関の連携と体制の充実

すべての人が健康で快適な生活を送るために、保健・医療・福祉・介護の分野ごとに施策の充実と連携の強化を図ります。

また、健康づくりへの意識啓発や指導のほか、各種検診の充実や疾病の早期発見への取り組みなどを推進します。

2. 医療体制の拡充

いつでも適切な医療が受けられるように、診療施設等の整備、医師などの人材確保に努めるとともに、近隣市町村との協力を図りながら、高度医療体制の整備促進、救急医療体制や高齢者等に対する医療機関への移送サービスなどの拡充を図り、地域医療体制の充実に努めます。

3. 高齢者・障害者が活躍できる社会の実現

(1) 高齢者・障害者の社会参加、自立支援の推進

高齢化を前向きな発想でとらえ、高齢者の知識・経験を社会に生かせるシステムづくりを推進するほか、障害者が地域社会で自立できるように保健指導や生活支援の充実を図るとともに、生活訓練施設やグループホーム^{*6}等の自立支援体制の確立に努めます。

また、高齢者住宅対策等を充実させるとともに、働く意欲のある高齢者や障害者の就労機会の確保や提供に努め、住民全てが元気に活躍できる社会の構築をめざします。

(2) バリアフリーとノーマライゼーション社会の実現推進

全ての住民が安全で快適な生活を営むために、バリアフリー^{*7}やノーマライゼーション^{*8}、ユニバーサルデザイン^{*9}などの理念を広く浸透させ、実現するための各種施策を推進し、高齢者や障害者等の社会参加を容易にする安全で快適なまちづくりを進めます。

4. 社会福祉サービスの充実

(1) 身近に利用できる福祉サービスの提供

子どもから高齢者まで、全ての住民が一人ひとりの状況に応じて、いつでも身近なところで気軽に利用できる保健福祉サービスを展開するとともに、人々が共に支え合う社会を促進するため、関係機関連携のもと、住民、ボランティア、NPO^{*10}などの参加による福祉コミュニティづくりを図ります。

※ 6 グループホーム：地域社会の中にある住宅に、高齢者や障害者などが数人で共同生活し、同居または近隣に居住している世話人により、食事の提供や日常生活の援助が行われている形態。

※ 7 バリアフリー：障害者や高齢者の不便さを解消するために障壁を取り除いたり、使いやすくするなどの工夫をしたもの。意識の段差を取り除く場合にも使われます。

※ 8 ノーマライゼーション：障害者や高齢者が、社会の中で普通の生活を送り、みんなが共に生きる社会こそ通常の社会であるとの考え。

※ 9 ユニバーサルデザイン：施設・設備・機械等をすべての人が使いやすい、利用しやすいデザインとすること。公共施設におけるスロープ、公共トイレなど。

※10 NPO：〔nonprofit organization〕民間非営利組織。医療、福祉や環境保全、地域おこしなど、様々な分野で営利を目的としない住民の自発的な意志による活動団体。NPO法に基づき法人格を取得した団体をNPO法人という呼称で区別する場合があります。

(2) 介護保険サービスの充実

介護保険制度を円滑に運営するため、保健・福祉・医療の各機関が連携し、サービス提供体制の効率化を図りながら、施設介護や在宅介護サービスの充実に努めます。

また、介護サービスを担う人材の育成・確保とサービスの質的向上の促進を図ります。

同時に、高齢者が介護状態になるのを防ぐため、介護予防事業^{※11}を積極的に展開します。

5. 子育て支援の充実

次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成を目的とした「次世代育成支援対策推進計画」^{※12}に基づき、地域の子育て支援ボランティアや保育所・幼稚園との連携・協力による相談体制づくり、保育や教育に要する経済的負担の軽減を図るなど、地域の子育てサポート体制の充実に努めるほか、子育てと仕事の両立を支援するため、利用しやすい保育サービスの提供や子育てに対する企業の協力を求めて職場環境の改善を促進するなど、社会全体で子育てをサポートする体制を推進します。

さらに、多様な子育てニーズに対応するため、保健・医療・福祉・教育が一体となった総合的な子育て支援体制を推進します。

※11 介護予防事業：高齢者が寝たきりのなどの要介護状態になったり、要介護状態がさらに悪化したりすることがないように講ずる施策や事業。

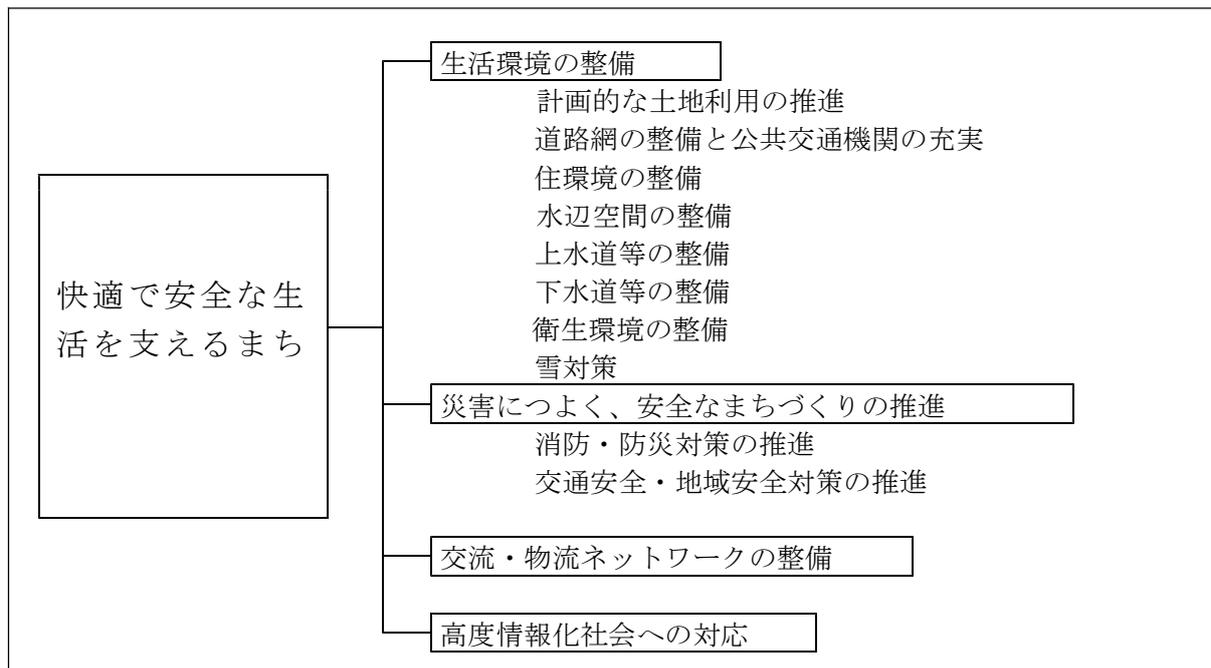
※12 次世代育成支援対策推進計画：平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から平成26年度までの10年間で、次世代育成支援に関する取り組みを集中的・計画的に進めるため、自治体や事業主に対し、次世代育成支援に関する行動計画の策定が義務付けられました。

【主要事業の概要】

主要な事業	事業概要
「健康あきた21」に基づいた健康づくり	一次予防を中心とした健康づくりの推進、講演会、運動教室、相談窓口の充実
心の健康づくり	自殺予防の啓発活動推進
健康管理システムの構築	健（検）診等データの電算化管理の促進
保健施設及び健診機器等の整備	保健センター整備
各種健（検）診と予防接種の実施	各種健（検）診体制の充実、予防接種の実施
地域医療体制の充実	診療施設の整備、医師の確保、救急医療体制の充実、移送サービスの取り組み
高齢者・障害者の生活支援と自立支援の推進	居住環境の整備、グループホーム等への支援、配食サービスの実施、小規模作業所等への支援
高齢者社会活動の推進	社会活動参加への啓発活動推進、ボランティア活動への支援、就業支援、敬老事業の実施
シルバー人材センターの充実	シルバー人材センターへの支援
バリアフリー・ノーマライゼーションの推進	啓発活動の推進、公共施設のバリアフリー化推進、住宅のバリアフリー化推進
各福祉計画の策定	障害者福祉・老人福祉・児童福祉・地域福祉・介護保険・次世代育成支援対策等の計画策定

福祉サービスの相談窓口の充実	育児・介護・健康教室の実施、健康福祉の情報提供、資金貸付、交通費の助成
独居老人等連絡体制の充実	ホームヘルプサービスの実施、ふれあい安心電話等の支援
福祉コミュニティの育成	高齢者等の見守りネットの推進、関係ボランティア・NPOへの支援
施設介護・在宅介護サービスの充実	施設介護サービスの実施、在宅介護サービスの実施（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）、介護支援専門員・訪問介護員・ボランティアの養成
介護予防事業の推進	介護予防の啓発活動推進、生活支援ハウスへの支援、ケアハウスへの支援
障害者の生活を支援するサービスの充実	デイサービス・ショートステイ・ホームヘルプサービスの実施、医療費の助成
子育て相談窓口とサポートの充実	保育所・幼稚園等の相談機能の充実、子育て支援センターの充実、子育てサポーターの養成
子育ての経済的負担軽減対策の充実	保育料等の助成、就学前児童の医療費助成、公営住宅の供給促進
保育サービスの充実	0歳児保育、延長保育、休日保育等の実施、施設整備
学童保育の充実	放課後児童対策の実施
子育て支援の啓発活動の推進	親子交流の実施、ひとり親家庭対策の実施、各種子育て教室の実施

3 快適で安全な生活を支えるまち



1. 生活環境の整備

(1) 計画的な土地利用の推進

農業が基幹産業である新町は、三町すべてに農業振興地域^{※13}が指定されています。

新町の土地利用においては、公共の福祉を優先させながら自然環境との調和を図り、地域の資源・経済・文化などに十分配慮し、良好な住環境の確保と企業活動を両立させるため、長期展望に基づき、計画的かつ総合的な土地利用対策に努めます。

(2) 道路網の整備と公共交通機関の充実

日常生活において車依存度が高い現状の新町では、生活密着道路の整備などを進めるとともに、歩行者や自転車利用者のための安全性・快適性が確保できるよう歩道等の整備を進めます。

公共交通機関においては、通勤・通学・通院などで鉄道や路線バスを利用する住民の利便性を図るため、利用者の需要に応じた柔軟なダイヤ改正等を要望

※13 農業振興地域：「農業振興地域の整備に関する法律」のなかで、農業の振興を図るべき地域として知事から指定された区域。具体的には、知事が基本方針を策定するとともに農業振興地域を指定し、これに基づき市町村が整備計画を策定します。整備計画においては、集团的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について農用地区域を定め、当該区域内においては原則として農地転用を禁止し、農業振興のための農用地等の確保を図ります。

します。

また、高齢社会において、重要な交通手段の維持や、新たな地域密着型の運行形態の取り組みを促進します。

(3) 住環境の整備

自然環境や景観と調和し、歴史・文化に根ざしたまちなみづくりを促進するとともに、公園等の整備を進めます。

また、住民のニーズに合った公営住宅等の供給や、若者の定住促進を図るための住環境の整備に努めます。

(4) 水辺空間の整備

新町は、日本海、三種川、八郎湖など、豊かな水環境に恵まれているため、危険区域の整備や水質の保全に努めるほか、住民にゆとりや安らぎをもたらす水辺空間を憩いの場として整備します。

(5) 上水道等の整備

住民の生活を支える安全な上水を安定的に供給するため、多様な水源の確保と水質の向上に努めます。

また、上水道、簡易水道の維持管理、整備を図るとともに、未普及地域の水道施設整備を推進します。

(6) 下水道等の整備

海や川、湖沼などの美しい自然環境を守るため、地域ごとの特性に応じて、公共下水道・農業集落排水の整備を進めるほか、浄化槽の設置を促進し、普及率の向上に努めます。

(7) 衛生環境の整備

ごみの適正かつ効率的な収集処理のため、収集体制の充実を図るとともに、ごみの資源化や減量化に対する住民の意識啓発に努め、分別収集の向上を図ります。

また、最終処分場の整備に努めます。

(8) 雪対策

機動的な道路の除排雪を行うとともに、除排雪体制の充実、通学路の確保、防雪柵等の整備、地域ぐるみの除排雪ボランティア活動の支援などの施策を推進します。

2. 災害につよく、安全なまちづくりの推進

(1) 消防・防災対策の推進

住民が、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりのために、地域防災計画を策定し、ハード・ソフトの両面から防災対策を推進します。

まず、災害時の被害の未然防止・軽減を図るため、住民の防災意識の啓発、自主防災組織の強化、広域防災への取り組み、危機管理体制の充実を図ります。同時に、消防・救急体制の整備を進めます。

また、土砂災害防止対策、河川改修事業などによる治山・治水対策、農地の防災対策、さらには海岸事業などによる海岸保全対策の推進を図るとともに、災害発生時に備えて災害情報システムの整備を進めます。

(2) 交通安全・地域安全対策の推進

事故や犯罪のない新町をめざして、関係機関と連携しながら、地域住民と一体になった交通安全対策や地域安全対策を推進します。

特に、情報社会の進展にともなった事件や犯罪の広域化・低年齢化などに対応するため、地域ぐるみで防犯体制の強化を図り、安全・安心のまちづくりに努めます。

3. 交流・物流ネットワークの整備

新町は、活発な交流を図るために、高速道路、空港などの高速交通ネットワークへのアクセス機能の強化を図り、県内外との様々な交流・物流を推進します。

また、地域間ネットワークの一層の整備が必要であり、国道・県道及び基幹的な農道等の幹線道路の整備を促進します。

4. 高度情報化社会への対応

情報社会に対応して、新町内の情報の地域格差を生じさせないために高速・超高速インターネット^{※14}が利用できる環境の整備を一層促進します。

また、住民がITを自在に活用できるようインターネット体験環境の整備やIT講座などの充実努めるとともに、教育の場における情報通信ネットワークを整備して、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。

さらに、住民の暮らしを豊かにするための情報内容の充実と、インターネットを活用した行政サービスの拡充を図ります。

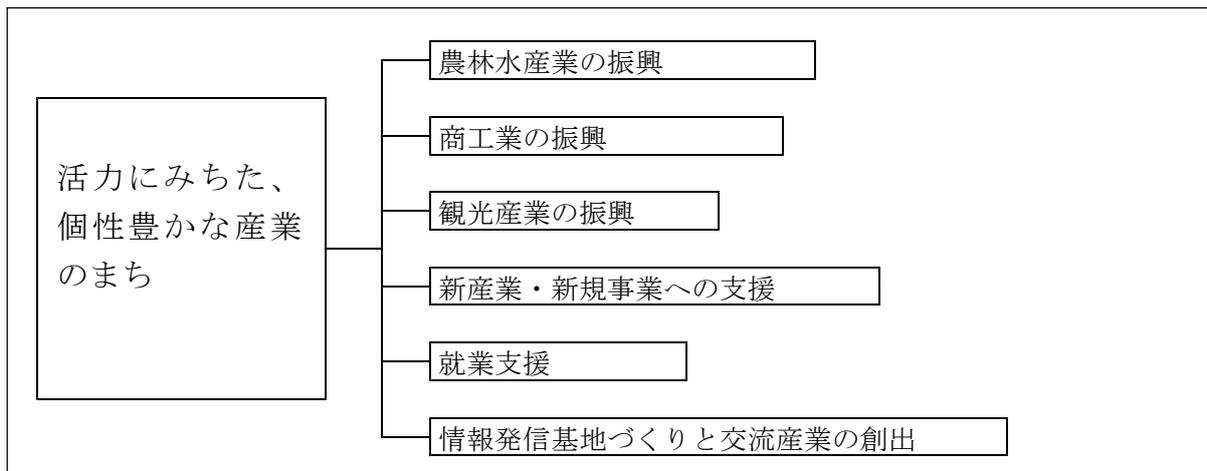
※14 高速・超高速インターネット：高速通信はADSLなどで、超高速通信は光ファイバーをさします。

【主要事業の概要】

主要な事業	事業概要
国土利用計画の策定	計画の策定
生活道路等の整備	道路整備、歩道整備、排水路整備等
公共交通機関の利便性の向上	列車ダイヤ改善促進、駅の管理、道の駅の充実
生活路線バスの確保	既存バス路線運行への支援
コミュニティバス等の運営	町内巡回バス等の運行
景観・まちづくり条例等の検討	検討会、研修会
住宅マスタープラン・公営住宅ストック総合活用計画の策定	プラン、計画の策定
公営住宅等の整備	公営住宅等の整備
公園・緑地等の整備	駅周辺整備事業
上下水道等計画の策定	計画の策定
上下水道等の整備	上水道の整備、簡易水道の整備、公共下水道の整備、農業集落排水の整備、浄化槽の整備
ごみの適正処理の推進	適正な分別収集と処理の推進
廃棄物処理施設の整備	最終処分場の整備
除排雪対策の推進	除排雪の徹底、ボランティア組織等の支援

地域防災計画の策定	計画の策定
消防・防災対策の充実	自主防災組織の育成、生活関連物資の備蓄、消防・救急体制の充実、災害対策事業の整備促進
消防救急施設の整備	消防救急車両整備
災害通信システムの整備	消防通信システムの整備、防災行政無線の整備
交通安全対策の推進	交通安全普及啓発活動の推進
地域安全対策の推進	安全安心ネットワークシステムの充実、消費生活相談の充実、生活安全条例等の検討
広域的幹線道路（国道・県道・広域農道等）の整備促進	国道、県道、基幹農道等の整備促進
地域情報化計画の策定	計画の策定
高速情報通信網の整備促進	高速・超高速インターネット環境整備の促進
I T活用能力向上の推進	I Tを活用した行政サービス等の充実、児童・生徒の活用能力の向上、講習の実施
地域イントラネットの整備	地域イントラネットの構築
通信施設の整備	移動用通信鉄塔施設等の整備

4 活力にみちた、個性豊かな産業のまち



1. 農林水産業の振興

農業が基幹産業である新町では、県内有数の野菜産地を抱え、それぞれの地域の特性を活かした農林水産業が行われており、生産者や関係団体と連携を強化しながら、農林水産業の一層の振興を図ります。

生産者と流通・販売関係者等が連携し、安全と安心、信頼を基軸とした農畜産物と食品加工品により一層の産地化を図るとともに、多様化する市場ニーズを踏まえながら、戦略性の高い作目への取り組みを促進します。

また、安定した農業経営のために通年農業^{※15}などの取り組みを促進するとともに、地産地消^{※16}、スローフード運動^{※17}、トレーサビリティ^{※18}などの推進とあわせ、食料供給基地の一役を果たしながら、消費者に身近で顔の見える活動の取り組みを支援します。

さらに、認定農業者^{※19}や農業法人、受託組織、新規就農者などへの支援・育成を行い、あわせて生産基盤の整備、農地の集積化、経営安定対策などを推進します。

※15 通年農業：ハウスなどを使って、1年間計画的に農業を営む営農体系。

※16 地産地消：地元生産、地元消費の略。食品に対する不安と不信を解消する形で、全国的運動になっています。農作物の直売所、農家レストランなども含まれます。

※17 スローフード運動：昔の生活文化を見直し、ゆったりとした生活に立ち戻ろうという運動。具体的な取り組みとしては、「伝統的な食材や料理、質のよい食品を守る。」「質のよい素材を提供する小生産者を守る。」「子どもたちを含めて、消費者に味の教育を進める。」など。

※18 トレーサビリティ：原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し、食品とその情報を追跡できるようにすること。

※19 認定農業者：農業経営のプロになるべく、市町村において農業経営改善計画（5年後の農業営農目標）を認定された農業者。融資や農業政策で優遇制度があります。

林業の振興については、国、県や森林組合等と連携しながら、計画的な間伐による森林資源の整備、林業技術の向上、人材の確保・育成などを図り、秋田スギを中心とする良質な木材の生産・供給体制の確立を促進します。

また、公益的機能が高く、将来利用される可能性のある広葉樹の森林造成の取り組みを促進するとともに、シイタケなどの特用林産物の生産拠点整備を図ります。

水産業の振興については、国、県や漁協等と連携し、魚介類の資源管理型漁業とつくり育てる漁業を充実させ、資源を守り生かす漁業を進めるとともに、漁場の整備に努めます。

内水面漁業においても、稚魚の放流などを行い、水産資源の維持増大を図ります。

2. 商工業の振興

商業においては、社会の変化や消費者ニーズに対応した商業活動が求められているため、商工会などと連携し創意工夫を凝らした商業活動への取り組みに努めます。

また、経営主体の意識向上と経営の近代化を促進しながら、商工会などによる経営指導や資金貸付・利子補給などの支援に努めます。

工業においては、既存企業の経営安定に向けた取り組みを支援するとともに、企業の誘致などに努めます。

3. 観光産業の振興

新町には、優れた自然、史跡、温泉、特産品など多くの地域資源があるため、観光資源としてネットワーク化を図りながら、観光施設や観光ルートの整備・充実に努めます。

また、日本海沿岸東北自動車道の延伸、空港からのアクセス向上などにより県内外観光客の増加が見込まれることから、これらに的確に対応できる受入態勢の整備、接客力の向上、案内板等の整備、観光情報提供機能の強化、きめ細かい誘客宣伝活動などに努めます。

さらに、環境学習と結びついた旅行の企画、農林水産業と連携した体験・参加型観光やグリーン・ツーリズムなどへの取り組み、魅力ある特産品の開発などを支援し、観光を通じて様々な分野の地域産業への活性化を図ります。

4. 新産業・新規事業への支援

今後成長すると思われる電子、情報、医療、健康福祉、環境、バイオマス関連などの産業分野において、新規事業やベンチャー企業^{※20}の自立・育成を積極的に図ります。

また、地元雇用や地域の活性化に結びつく可能性のあるコミュニティビジネス^{※21}などの創出を図ります。

5. 就業支援

ハローワークなどと連携を強化して、若年労働力確保対策の積極的な推進や中高年等の雇用機会の確保に努めます。

また、若者定住促進のため、高校生や大学生、Aターン^{※22}希望者への情報提供を積極的に進めます。

6. 情報発信基地づくりと交流産業の創出

新町には、全国的に有名なじゅんさい、メロン、梅などの農林水産物があることから、一層の内容の充実を図りながら、広く情報発信に努め、全国ブランドとしての確立を図ります。

また、農林水産分野におけるIT^{※23}の戦略的活用、団体・企業の情報化への取り組みを支援するとともに、イベント等の誘致・開催に積極的に取り組み、情報発信基地としてのまちづくりを推進し、交流産業^{※24}の創出を図ります。

※20 ベンチャー企業：独自性・新規性・革新性の高い技術、製品、サービス、経営システムなどをテコに新規市場の開拓を進める中小企業のこと。

※21 コミュニティビジネス：地域住民が地域資源を活用して、地域需要を満たすために行っている小規模のビジネス。女性や高齢者、NPOなどにより担われることが多い。

※22 Aターン：オールターン（U、I、J）のAと、秋田のAをかけたことば。

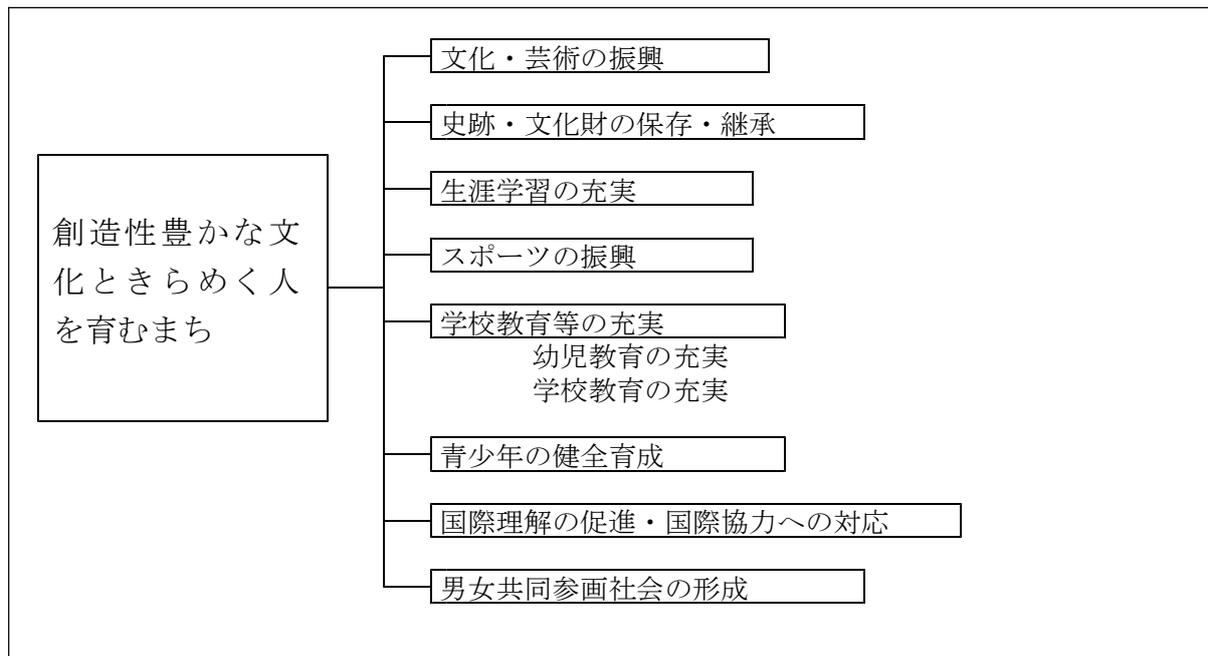
※23 IT：information technologyの略。情報技術。情報産業。

※24 交流産業：観光のみならず人・もの・情報が集まるイベントや大会、講演会等も、地域の活性化や関連産業の振興を図る産業としてとらえる考え方。

【主要事業の概要】

主要な事業	事業概要
農業振興地域整備計画等の策定	計画の策定
「安全・安心・信頼」の農業振興	地産地消・スローフード運動の促進、大規模野菜ランドへの取り組みと地域ブランド作物の拡充、県・農業団体等との連携による食料供給基地づくりの推進
農業生産基盤の整備、特産品開発施設の整備	圃場、農道、用排水、ため池等の整備、特産品開発施設の整備
農業経営体の育成・強化	認定農業者、農業法人、受託組合、新規就農者への支援、農地の集積化の促進
森林整備計画の策定と森林資源の整備促進	計画の策定、除伐・間伐の促進、林業者の育成、森林環境の保全・整備
つくり育てる漁業の推進	稚魚の放流等の実施
商工会への支援と連携強化	商工会への支援、中小企業融資の支援
観光産業の振興	自然環境・史跡・温泉等地域資源の活用とネットワーク化、観光ルート及び受入態勢の整備と充実、祭り・イベント等の開催支援、観光情報提供の充実、体験型交流観光の推進、特産品のPRと開発促進、特産品開発施設の整備、滞在型体験交流・観光拠点施設の整備
新産業・新規事業への支援	新規事業やベンチャー企業への支援、地域資源型活用事業の支援
就業支援	雇用対策の強化、若者定住のための情報提供の充実、Aターン希望者への情報提供
情報発信基地づくりと交流産業の創出	ITの活用による情報拠点づくり、各種講演会、イベント等の実施、ふるさと会との連携強化

5 創造性豊かな文化ときらめく人を育むまち



1. 文化・芸術の振興

風土と歴史の中で培われてきた地域の貴重な文化資産、特色ある祭りや伝統行事、民俗芸能などの生活文化を次代に残すために、活動の場等の充実、記録作成と啓発活動、後継者育成などの継承・維持活動を支援します。

また、住民が様々な芸術文化に親しみ、文化の交流や創造的活動を行えるよう環境づくりを進めます。

2. 史跡・文化財の保存・継承

貴重な史跡・文化財を住民共通の財産として保護・継承するため、指定・登録・記録などを進めるほか、これらに親しむ機会の充実を図ります。

3. 生涯学習の充実

長寿社会を背景に生涯にわたって自由時間を活用し、心の豊かさや生きがいを重視する人々が増えているため、生涯学習環境の整備、住民のニーズにあった学習機会の提供、その成果を社会に還元できるボランティアバンク^{※25}等への登録の取り組みを推進します。

※25 ボランティアバンク：学習者が実践的な体験学習を通して、その成果を社会へ還元していけるようボランティアとして登録する制度。生涯学習ボランティア、語学ボランティアなど。

4. スポーツの振興

新町には、「体育の町」などスポーツを地域づくりの一環として位置付けている地域もあり、さらに全町規模でスポーツによる健康づくり、仲間づくりとして楽しめるよう、ハード、ソフト両面の環境づくりを推進します。

また、平成19年秋田わか杉国体の取り組みや総合型地域スポーツクラブ※²⁶等の設置を進め、スポーツ人口の裾野を広げるとともに、各競技の選手・指導者の育成・強化を図ります。

5. 学校教育等の充実

(1) 幼児教育の充実

幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であることから、幼稚園と保育所との連携を強化しながら、幼児・保護者等を対象とした就学前教育の充実を図ります。

(2) 学校教育の充実

急激に変化し、多様化する社会に対応できる「生きる力」を身に付けさせるため、個々に応じた学習指導やふるさと教育※²⁷、環境・福祉教育、国際化や情報化など時代の要請に応じた多様な教育と教育水準の向上に取り組み、心豊かで個性と創造力豊かな児童・生徒を育成するとともに、将来を見据えた教育環境・施設等の整備に努めます。

また、障害のある児童・生徒と保護者の多様なニーズに対応するため、学校はもとより関係機関と連携を図りながら、総合的な視点から特別支援教育の充実に努めます。

6. 青少年の健全育成

社会環境の変化に伴って、青少年を取り巻く環境も多様化してきていることから、家庭の教育力を高めるとともに、家庭・学校・地域社会が連携して行う健全な青少年の育成活動を支援します。

※26 総合型地域スポーツクラブ：地域住民が主体となって運営するスポーツクラブで、2種類以上の種目と多世代（ジュニアと成人、青年と中・高年齢者など）が活動基盤を共にしているクラブ。国のスポーツ振興基本計画では平成22年まで全国の各市町村に1つ以上育成する目標が掲げられています。

※27 ふるさと教育：児童生徒が郷土の自然や人々、社会、文化、産業等とふれあう機会を充実させ、そこで得た感動体験を重視することによって、ふるさとのよさの発見、ふるさとへの愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲の喚起をめざす教育。

7. 国際理解の促進・国際協力への対応

グローバル^{※28} 社会に対応して、異文化交流・国際理解の促進を図るとともに国際交流を支える人材の育成に努め、公共施設等への外国語表記を普及するなど、外国人も暮らしやすいまちづくりを推進します。

8. 男女共同参画社会の形成

男女が性別にとらわれず、対等な立場でお互いを認め合い、協力しながら家庭・地域・職場などあらゆる分野において個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を形成するために、男女の固定的役割分担意識を是正するための啓発や、政策・方針決定過程への女性の参画など、新町において策定する「男女共同参画推進計画」に基づき、総合的に推進します。

※28 グローバル：世界的な規模である様子。地球全体にかかわる様子。

【主要事業の概要】

主要な事業	事業概要
伝統・文化の継承、文化芸術の振興	伝統文化、郷土芸能の継承等支援、文化芸術振興の支援
史跡・文化財発掘調査と保護保存	遺跡・埋蔵文化財の発掘調査、文化財の調査、史跡等を活用した地域づくりへの支援
町史編さん	町史の編さん
生涯学習の推進・普及	中期計画の策定、指導者・ボランティアの養成、生涯スポーツの推進と指導員の充実、施設等の整備及び機能の充実
スポーツの振興	総合型地域スポーツクラブの設立支援、秋田わか杉国体への取り組み、各種スポーツ大会の開催、スポーツ施設の整備
学校教育等の充実	幼児教育の充実・促進、「心の教室」の充実、環境・福祉・国際理解・情報教育の推進、「生きる力を育む」教育の推進、特別支援教育の充実、遠距離通学者の支援、奨学金貸付の実施、外国青年招致の実施、学校の統廃合の検討
学校施設等の整備	校舎・体育施設等の整備、給食共同調理場の整備、スクールバス等の購入
青少年の健全育成	健全育成の取り組み支援、社会参加活動の促進
国際理解の推進	国際交流を支える人材育成、外国人が暮らしやすいまちづくりの推進
男女共同参画の推進	計画の策定、啓発活動の推進

2 行財政運営の効率化とまちづくり体制の推進

(1) 行政運営の効率化と行政改革の推進

効率的な行政運営のためには、政策を立案・実施していく能力の向上が必要です。

新町では専門知識を有する人材の確保・育成等を行い、行政基盤の強化を推進していきます。また、施策・事業の目的・効果・コスト等の総合的評価・見直しを行います。

さらに、事務手続きの簡素化・迅速化のため、インターネットを利用した情報公開や申請など電子自治体システムの構築を検討します。

多様化・高度化する行政需要への対応と、地域の特性や課題・ニーズを踏まえた個性的で効果の高い事業を展開するために、職員研修の充実と柔軟な組織体制づくりを進めるとともに、高齢社会に対応した行政機能の充実に努めます。

(2) 健全で計画的な財政運営

国・県と連携しながら、現在の財政状況や将来の財政予測に基づき、コスト削減などによる歳出の抑制、滞納整理などによる確実な税収の確保などのほか、経費の削減や事務の合理化を図って財政状況を良好な状態へと改善します。

また、行財政改革の推進や予算の重点配分などにより、計画的かつ効果的・効率的に施策や事業を実施します。

さらに、行政サービスのためのコストについては、公益性・必要性を考慮しながら、適正な受益者負担を課すなど、財政への負担の軽減を図ります。

(3) 住民参加による協働のまちづくり

これからのまちづくりは、本来の自治のあるべき姿を踏まえ、住民、自治会、企業、行政、ボランティア団体、NPO等が、新町の将来像を共有して連携し、それぞれの役割分担のもとで主体的に責務を果たすことが求められます。

そのため、住民の社会貢献活動への参加気運を高め、活動を担う人材の育成や情報のネットワーク化など、ボランティア・NPO活動の活性化に向けた環境の整備を図ります。

さらに、住民の自治意識の醸成、住民との情報共有、住民意見を聴取・反映させる機会の拡充、課題抽出・計画立案の段階から住民が参画する枠組づくりなどを推進し、住民主役の協働^{※29}（パートナーシップ）のまちづくりを進めます。

※29 協働：同じ目的のために、協力して働くこと。

【主要事業の概要】

主要な事業	事業概要
行財政改革アクションプランの策定	プランの策定
行政評価システムの構築	事務事業の評価、見直しの実施
電子自治体への取り組み	電子自治体システム群の導入と活用の取り組み
職員の資質の向上	政策立案能力の養成、専門知識を有する職員の育成、職員提案制度、プロジェクト体制づくりの実施
広報広聴活動の充実	広報誌・ホームページの充実、広聴の取り組み
新町総合計画の策定	計画の策定
戸籍電算システムの整備	戸籍電算システム整備事業
庁舎の整備	庁舎の整備
地域総合拠点施設の整備	地域総合拠点施設建設
協働のまちづくり推進	地域づくりリーダーや団体の育成・支援、ボランティア・NPOの活動支援、地域づくり活動やコミュニティビジネスへの支援
地域の各種団体（組織）の活動支援	自治会等への支援

第5章 新町における秋田県事業の推進

秋田県では、市町村合併支援プラン（平成15年9月最終改訂）において、合併後のまちづくりが着実に進むよう、県事業の推進や財政支援等を実施することとしています。

新町において、秋田県が主体的に行う事業は次のとおりです。

主要施策	事業名	地区名等
環境にやさしく、人と自然が共生するまち	松くい虫防除対策事業	浜田地区ほか
快適で安全な生活を支えるまち	地方特定道路整備事業 広域河川改修事業	一般県道森岳鹿渡線 三種川
活力にみちた、個性豊かな産業のまち	担い手育成基盤整備事業 農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業 高能率生産団地路網整備事業 ため池等整備事業 広域漁場整備事業	金岡地区、鯉川地区、 大台野地区、糸流川地区 金岡西部、鵜川南部 赤川 相治、ヒダケ 県北部

第6章 公共的施設の適正配置と整備

新町の公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な影響を及ぼさないように十分な配慮をするとともに、新町の一体性や地域性のほか、財政事情、受益者負担も考慮し整備します。

新たな公共的施設については、事業の効果や効率性及び維持管理等を十分に考慮し整備します。

既存施設については、厳しい財政事情を踏まえ、計画的かつ適切な維持管理及び有効な活用や更新、統合、除却を進めます。旧町の庁舎については、地域における行政サービスの拠点として、今後も地域課題への迅速かつ的確な対応ができるよう、ネットワーク整備等の機能強化を図りながら、適切な住民サービスの提供が可能となるよう効率的な活用に努めます。

学校、保育所等については、将来人口や地域特性を考慮して、今後のあり方を検討します。

公共的施設の管理運営については、民間委託などを活用し、経費の節減を図るよう努めます。

第7章 財政計画

財政計画は、合併後の財政運営の指針として、過去の実績によるこれまでの推移や現況及び今後の人口推移等を勘案して、合併後おおむね20年間について普通会計ベースで作成したものです。

財政計画の見直しにあたっては、平成18年度から令和元年度までは決算額に、令和2年度は決算見込み額に変更しています。

主な内容は次のとおりです。

1 歳入

(1) 地方税

地方税については、過去の実績を参考に、今後の経済情勢や人口推移を勘案して算定しています。

(2) 地方交付税

地方交付税については、現行制度に基づき、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定しています。

(3) 各種交付金

交付金については、過去の実績により算定しています。

(4) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績により算定しています。

(5) 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、過去の実績により算定しています。

(6) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、過去の実績や補助事業に係る補助基準等を踏まえて算定しています。

(7) 地方債

地方債については、新町建設計画に基づく諸事業に伴う合併特例債及び通常債を見込み、併せて現行制度に基づく臨時財政対策債等を見込んでいます。

2 歳出

(1) 人件費

人件費については、会計年度任用職員制度が開始されたことによる増額分を見込んでいます。

(2) 扶助費

扶助費については、これまでの実績を考慮した額を見込んでいます。

(3) 公債費

公債費については、令和元年度までの既発行地方債償還予定額に、新町建設計画に基づく事業に伴う新たな借り入れに係る償還額を加算して見込んでいます。

(4) 物件費

物件費については、これまでの実績に基づき算定しています。

(5) 補助費等

補助費等については、これまでの実績に基づき算定しています。

(6) 繰出金

繰出金については、これまでの実績を踏まえて算定しています。

(7) 積立金

積立金については、財政調整基金等の積立金を見込んでいます。

(8) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新町建設計画に基づく事業費及びその他の一般的な事業を見込んでいます。

3 財政計画（三種町）

歳入（平成18年度～平成22年度）

（単位：百万円）

区 分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	H18	H19	H20	H21	H22
地方税	1,325	1,496	1,483	1,428	1,415
地方譲与税	302	165	158	148	135
利子割交付金	9	11	7	6	5
地方消費税交付金	176	169	154	160	160
ゴルフ場利用税交付金	8	12	14	15	13
自動車取得税交付金	52	46	41	30	25
地方特例交付金	24	10	16	17	28
地方交付税	4,966	4,738	5,014	5,039	5,483
交通安全対策特別交付金	3	3	3	3	3
分担金及び負担金	46	39	39	35	36
使用料及び手数料	155	150	147	144	151
国庫支出金	481	443	778	1,856	1,152
県支出金	861	739	770	871	768
財産収入	20	16	23	42	39
寄附金	1	0	2	0	0
繰入金	132	476	164	122	211
繰越金	282	194	157	245	313
諸収入	285	253	269	303	355
地方債	883	587	1,077	809	788
計	10,011	9,547	10,316	11,273	11,080

歳出（平成18年度～平成22年度）

（単位：百万円）

区 分		H18	H19	H20	H21	H22
義務的経費	人件費	2,062	2,016	1,860	1,829	1,769
	扶助費	756	799	795	802	968
	公債費	1,686	1,786	1,848	1,790	1,665
物件費		1,156	1,152	1,152	1,369	1,336
維持補修費		33	39	40	50	61
補助費等		1,256	1,258	1,225	1,546	1,321
繰出金		1,300	1,303	1,306	1,439	1,394
投資・出資金・貸付金		291	91	278	136	168
積立金		164	314	293	508	1,170
普通建設事業費		942	608	1,243	1,472	836
災害復旧費		172	24	31	19	80
計		9,818	9,390	10,071	10,960	10,768

歳入（平成23年度～平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	H23	H24	H25	H26	H27
地方税	1,388	1,401	1,422	1,406	1,378
地方譲与税	132	125	118	113	119
利子割交付金	5	4	9	11	10
地方消費税交付金	154	151	150	187	326
ゴルフ場利用税交付金	11	11	12	11	12
自動車取得税交付金	20	30	24	14	16
地方特例交付金	23	3	3	3	3
地方交付税	5,564	5,585	5,577	5,440	5,513
交通安全対策特別交付金	3	3	3	2	2
分担金及び負担金	36	38	37	35	31
使用料及び手数料	148	149	146	144	137
国庫支出金	936	718	1,105	865	945
県支出金	894	744	750	1,114	1,050
財産収入	11	17	76	26	42
寄附金	0	4	38	2	120
繰入金	199	241	440	652	27
繰越金	312	209	299	458	283
諸収入	351	364	369	368	357
地方債	1,208	814	1,241	929	1,092
計	11,395	10,611	11,819	11,780	11,463

歳出（平成23年度～平成27年度）

（単位：百万円）

区 分		H23	H24	H25	H26	H27
義務的経費	人件費	1,755	1,746	1,694	1,667	1,742
	扶助費	995	1,067	1,097	1,225	1,184
	公債費	1,544	1,451	1,363	1,290	1,163
物件費		1,447	1,183	1,253	1,233	1,357
維持補修費		65	248	186	181	127
補助費等		1,399	1,332	1,300	1,581	1,735
繰出金		1,332	1,348	1,339	1,490	1,515
投資・出資金・貸付金		185	255	185	215	215
積立金		1,009	907	1,166	1,036	842
普通建設事業費		1,352	754	1,714	1,137	1,138
災害復旧費		103	21	64	442	155
計		11,186	10,312	11,361	11,497	11,173

歳入（平成28年度～令和2年度）

（単位：百万円）

区 分	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	H28	H29	H30	R1	R2見込
地方税	1,402	1,421	1,476	1,460	1,356
地方譲与税	117	117	118	125	125
利子割交付金	5	8	6	5	6
地方消費税交付金	285	294	301	282	270
ゴルフ場利用税交付金	12	10	11	11	11
自動車取得税交付金	19	23	24	16	
環境性能割交付金				2	2
法人事業税交付金					4
地方特例交付金	3	4	5	31	3
地方交付税	5,443	5,211	5,028	4,937	4,921
交通安全対策特別交付金	2	2	2	2	2
分担金及び負担金	22	22	22	18	17
使用料及び手数料	117	116	113	105	104
国庫支出金	909	647	710	673	1,083
県支出金	1,016	802	729	829	677
財産収入	20	19	14	15	12
寄附金	78	54	72	102	85
繰入金	207	140	118	188	443
繰越金	290	360	220	278	188
諸収入	451	322	335	324	309
地方債	1,183	858	749	1,286	714
計	11,581	10,430	10,053	10,689	10,332

歳出（平成28年度～令和2年度）

（単位：百万円）

区 分		H28	H29	H30	R1	R2見込
義務的経費	人件費	1,669	1,547	1,434	1,493	1,700
	扶助費	1,325	1,213	1,241	1,236	1,207
	公債費	1,168	1,137	1,141	1,070	1,083
物件費		1,474	1,334	1,331	1,418	1,401
維持補修費		174	127	116	79	132
補助費等		1,673	1,530	1,565	1,725	2,343
繰出金		1,441	1,633	1,498	1,455	1,123
投資・出資金・貸付金		215	215	217	215	200
積立金		401	477	330	341	430
普通建設事業費		1,628	851	816	1,435	712
災害復旧費		53	148	86	34	1
計		11,221	10,212	9,775	10,501	10,332

歳入（令和3年度～令和7年度）

（単位：百万円）

区 分	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
	R3見込	R4見込	R5見込	R6見込	R7見込
地方税	1,404	1,425	1,414	1,403	1,393
地方譲与税	125	125	125	125	125
利子割交付金	6	6	6	6	6
地方消費税交付金	270	270	270	270	270
ゴルフ場利用税交付金	11	11	11	11	11
環境性能割交付金	2	2	2	2	2
法人事業税交付金	4	4	4	4	4
地方特例交付金	3	3	3	3	3
地方交付税	4,809	4,776	4,776	4,777	4,764
交通安全対策特別交付金	2	2	2	2	2
分担金及び負担金	17	16	15	15	14
使用料及び手数料	102	101	99	98	96
国庫支出金	768	600	699	846	589
県支出金	675	675	675	675	675
財産収入	12	12	12	12	12
寄附金	0	0	0	0	0
繰入金	385	502	411	391	284
繰越金	0	0	0	0	0
諸収入	309	309	309	309	309
地方債	764	621	1,536	3,200	2,518
計	9,668	9,460	10,369	12,149	11,077

歳出（令和3年度～令和7年度）

（単位：百万円）

区 分		R3見込	R4見込	R5見込	R6見込	R7見込
義務的経費	人件費	1,690	1,690	1,650	1,660	1,650
	扶助費	1,209	1,211	1,214	1,216	1,218
	公債費	1,174	1,261	1,278	1,185	1,111
物件費	1,195	1,161	1,160	1,161	1,161	
維持補修費	132	132	132	132	132	
補助費等	2,244	1,996	2,257	2,572	3,069	
繰出金	1,080	1,110	1,090	1,050	1,010	
投資・出資金・貸付金	200	200	200	200	200	
積立金	0	0	0	0	0	
普通建設事業費	743	698	1,387	2,972	1,525	
災害復旧費	1	1	1	1	1	
計	9,668	9,460	10,369	12,149	10,077	

※端数調整のため、各年度の合計が「計」欄の金額と一致しないことがある。

新 町 建 設 計 画

平成 1 7 年 3 月

平成 2 8 年 3 月改訂

令和 3 年 3 月改訂

■発行 山本郡南部三町合併協議会
三種町
